

情報保護監視準備委員会の開催について

〔平成 25 年 12 月 24 日〕
〔内閣総理大臣決裁〕

改正 平成 26 年 2 月 27 日

- 1 特定秘密の保護に関する法律（以下「特定秘密保護法」という。）に関し、特定秘密の指定及び解除、適性評価の実施等の施行の準備について、必要な検討及び調整を行うため、情報保護監視準備委員会（以下「委員会」という。）を開催する。
- 2 委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

委員長	特定秘密保護法の施行準備を担当する国務大臣
委員長代理	特定秘密保護法の施行準備を担当する副大臣
副委員長	内閣官房副長官（政務） 内閣官房副長官（事務） 国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官 特定秘密保護法の施行準備を担当する大臣政務官
委員	国家安全保障局長 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当） 内閣情報官 内閣府事務次官 警察庁長官 公安調査庁長官 外務事務次官 経済産業事務次官 海上保安庁長官 防衛事務次官
- 3 委員会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房特定秘密保護法施行準備室において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。